

# PlatformWCDMA の現状とジョイント特許ライセンス

標準化技術には多くの特許が含まれるため、累積された特許使用料の高騰が懸念される。W-CDMA方式ではこの問題を解決するため、必須特許を保有する特許権者が共同でライセンスするための組織「PlatformWCDMA」が結成され、ライセンス事業を実施している。

知的財産部

なかむら おさむ  
中村 修

カー クリストファー

## 1. まえがき

技術の標準化は昔からさまざまな分野で行われ、統一された技術仕様による製品やサービスの普及促進に貢献してきた。しかし、移動通信技術のみならず、高度化・複雑化された現代の標準化技術には一般に多くの企業による発明が含まれており、その標準化技術を使用するために発明の特許を有する人や企業（特許権者）から特許の使用許諾すなわちライセンスを受ける必要がある。標準化技術の普及のためには、誰でも市場に参入できるようにして競争原理を働かせ、より良い製品やサービスが低コストで利用できるようになることが望ましい。一方でその技術の研究開発に投資し、技術標準策定に貢献した企業が特許を取得することによって、自社の開発コストを他の参入企業からも回収するという考えも理解できる。そのため多くの標準化団体においては、

標準化技術に含まれる必須特許<sup>\*1</sup>について、無償で許諾するか、あるいは公平・合理的かつ非差別的（FRAND：Fair, Reasonable And Non-Discriminatory）な条件での許諾を保証する宣言書を所属メンバーが公表するように義務付けている[1]。しかし、FRAND条件は特許権者によって基準が一定でないために、ライセンス交渉に大変な労力と時間を要する。さらに特許権者が多数存在する場合には、累積された特許料（ロイヤリティ）が高騰するという問題がある。このような問題に対する具体策として特許プールがある[2]。特許プールとは、特定の標準化技術の必須特許を保有する複数の特許権者が、それらの特許を一括してライセンスする仕組みである。特許プールに多くの特許権者が参加し、誰でも合理的な条件でライセンスを受けられることができるようになれば、対応する標準化技術が利用しやすくなり、その技術の普及が促進され

る。特許権者にとっては、特許1件当りから得られるロイヤリティが特許プールに参加することで制限されることになるが、その技術が普及し利用者が増加すれば、個別ライセンス交渉の労力をかけずにロイヤリティ収入を得ることができるといった利点がある。第3世代移動通信システム（IMT-2000）の標準規格の1つであるW-CDMA方式においても、ロイヤリティ高騰の問題を解決する試みが標準規格の検討中から行われ、その結果として複数の特許権者が共同で必須特許をライセンスするPlatformWCDMAが2003年に結成されて活動している。

本稿では、このPlatformWCDMAの現状と2008年4月に発表された新しいジョイントライセンス契約（JLA：Joint License Agreement）について解説する。

\*1 必須特許：ある標準規格を実施する際に使用が回避できない特許。

# Standardization

## 2. パテントプラットフォーム

第3世代移動通信システムの標準規格の検討に際しては、標準規格に含まれる多数の必須特許の扱いを明確化し、特許問題を解決しようとする動きが1998年から始まった。1998年2月に通信機器メーカーや通信事業者が自発的に参加してUMTS IPR作業部会（Universal Mobile Telecommunication System Intellectual Property Right Working Group）が結成されて知的財産問題の解決方法が検討され、1999年1月にはパテントプラットフォームという、通常の特許プールとは異なる新しいライセンス方法の基本構想が提言された。同年10月には3Gパテントプラットフォームパートナーシップ（3G3P：3G Patent Platform Partnership）が結成され、IMT-2000の標準規格における必須特許のライセンス管理を効率良く行うため、パテントプラットフォームの具体的な組織構成などの議論が重ねられた。さらにそこで検討された特許ライセンスの仕組みは、日米欧の独占禁止法の監督局に対する独占禁止法上のクリアランス手続きの過程で変更が加えられた。最終的に、IMT-2000における5つの標準規格<sup>\*2</sup>それぞれの必須特許保有者のみからなるパテントプラットフォームが、独立にライ

センス条件を定めるという基本構成が確立した[3]。2003年9月には初めてのパテントプラットフォームとしてW-CDMA方式に対応したPlatformWCDMA Ltd.が設立されて標準規格の必須特許を対象としたライセンス条件の具体的な検討を開始し、それに伴い3G3Pは発展的に解散した。最終的に2004年10月にはPlatformWCDMAによるライセンス事業がスタートした。なお2008年9月時点、IMT-2000の他の規格に対応したパテントプラットフォームはまだ設立されていない。

## 3. PlatformWCDMAの構成

PlatformWCDMAによる特許ライセンスにかかわる組織構成を図1に示す。PlatformWCDMA Ltd.はW-CDMA方式の必須特許保有者によ

って構成される英国の保証有限責任会社（Company Limited by Guarantee）<sup>\*3</sup>である。各必須特許保有者はPlatformWCDMAに代表者を派遣し、合議によりパテントプラットフォームにおけるW-CDMA方式必須特許のライセンス条件を制定する。PlatformWCDMAによって制定された特許ライセンスプログラムはライセンス管理会社（LA：License Administrator）によって実施される。LAの主な業務は特許許諾者（ライセンシー）へのロイヤリティ請求と特許権者（ライセンサー）への配分、新規ライセンサーやライセンシーの勧誘・交渉などである。現在PlatformWCDMAのLA業務は英国の3G Licensing Ltd.に委託されている。さらにW-CDMA方式の必須特許認定を全世界で行うために、各国の特許弁護

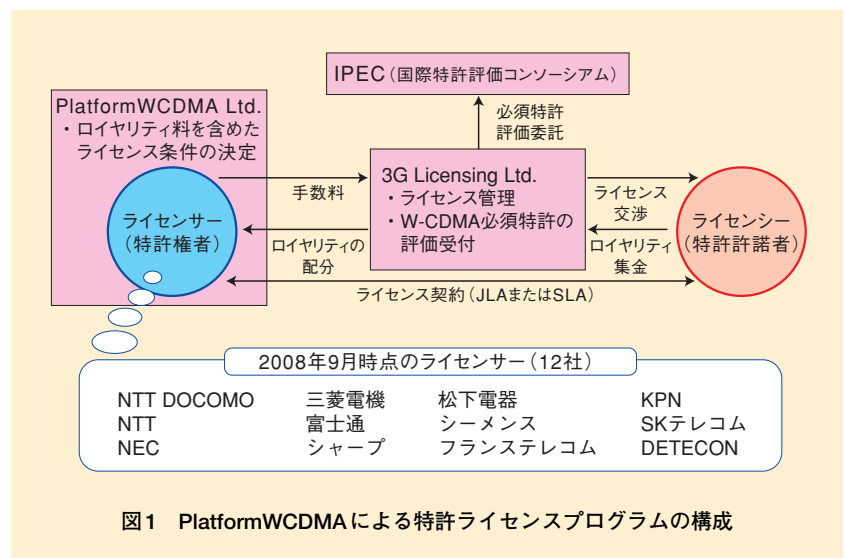


図1 PlatformWCDMAによる特許ライセンスプログラムの構成

\*2 5つの標準規格：W-CDMA（ITU-R勧告における名称はIMT-2000 CDMA Direct Spread）、cdma2000（IMT-2000 CDMA Multi-Carrier）、UTRA TDD（IMT-2000 CDMA TDD）、UWC-136またはEDGE（IMT-2000 TDMA Single-Carrier）、DECT

（IMT-2000 FDMA/TDMA）の5方式。2007年10月にはIMT-2000にWiMAX方式が追加され標準規格は6つとなった。

\*3 保証有限責任会社：イギリス法上の会社形式の1つ。株式資本をもたず、会社が解散された場合の構成員の責任は会社の設立時にあらかじめ決められた小額に限定される。法人格が必要な非営利団体などに用いられる。

士や弁理士で構成される国際特許評価コンソーシアム（IPEC：International Patent Evaluation Consortium）が結成されている。IPECはLAから業務を委託されているが特許評価費用は申請者から支払われており、PlatformWCDMAやLAから独立した立場で必須特許評価業務を行っている。認定された必須特許は3G Licensing Ltd.のウェブサイト上で公開されている。

## 4. ジョイントライセンス契約

### 4.1 JLAの策定

パテントプラットフォームのライセンス形態における主な長は、契約条件の透明性と個別契約も可能な柔軟性にある。PlatformWCDMA Ltd.設立当初は、標準ライセンス契約（SLA：Standard License Agreement）によりライセンサーとライセンシーが個別にライセンス契約を締結する方法のみを採用していた。SLAでは、特許1件当りの標準ロイヤリティレート（SRR：Standard Royalty Rate）を0.1%とするが、プラットフォームで認定された必須特許が増加して累積されたロイヤリティレートが5%を超えた場合には、合計が5%となるように特許1件当りのロイヤリティレートを再計算する[4]。これにより特許ごとのロイヤリティレートの透明性が確保されている。さらにラ

イセンシーが、あるライセンサーとはSLA以外の個別契約を結びたい場合でも、柔軟に対応できる。

しかし、SLAではライセンシーは各ライセンサーと個々にライセンス契約を締結する方法を採用しているため手続きが煩雑であったことから、特許プールのように一括してライセンスする仕組みが要望されていた。そこでPlatformWCDMAでは、SLAの基本的な枠組みを活かしつつ他の特許プールのように複数の特許権者から一括してライセンスを受けることができる仕組みを検討し、2004年10月にジョイントライセンス契約第1.0版を制定した。PlatformWCDMAはJLAによるW-CDMA端末を対象とする必須特許ライセンス活動を2005年初頭より開始し、その後、

参加ライセンサー、ライセンシーおよび必須特許が年々増加した（図2）。2008年9月時点、W-CDMA端末用必須特許数は特許ファミリー<sup>\*4</sup>ベースで203件、ライセンサーの数は12社となっている。PlatformWCDMAではJLA第1.0版の制定後もJLAのライセンス条件をおよそ2年ごとに見直しており、2008年4月には2009年1月から適用されるJLA第4.0版を発表した。

### 4.2 JLAの特徴

一般に特許プールでは、LAがライセンサーよりサブライセンス権<sup>\*5</sup>を得てライセンシーと契約を締結する形態をとるものが多いが、この方法ではそのライセンシーがプールに所属するライセンサーとの間に別契約で免除事項があっても

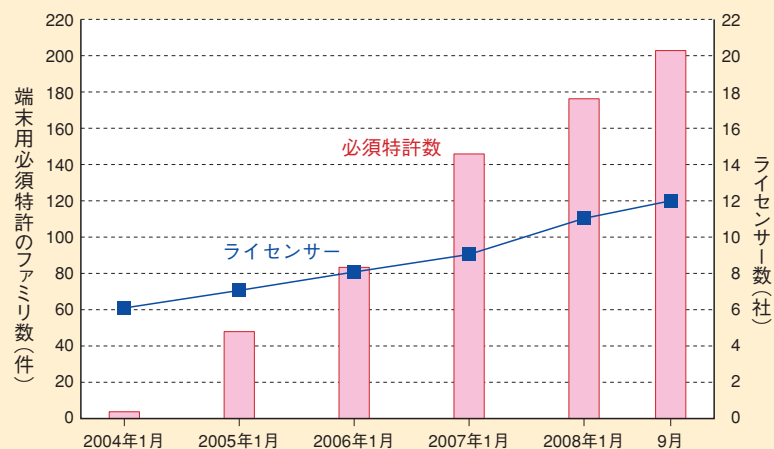


図2 PlatformWCDMAにおける必須特許数とライセンサーの増加

\*4 特許ファミリー：同じ発明内容の外国における特許の集合。特許は原則として国ごとに登録されるため、特許件数の数え方として、同一発明を1件と数える場合には特許ファミリーで数える。



## Standardization

対応できない。そこで、通常の特許プールではプール外でライセンスを受けた特許に対しても、プールへのロイヤリティの支払いは設定された金額をいったん全額支払い、個別契約がある場合にはライセンサーがライセンシーに対してプールから受け取ったロイヤリティの一部を返還し、精算する必要がある。それに対して、PlatformWCDMAのJLAでは1つの契約書で、1ライセンシーと複数のライセンサーの間でライセンス契約を締結する形態をとっている。この形態ならば、ライセンシーとライセンサーの間でクロスライセンス<sup>\*6</sup>などの個別ライセンス契約が存在する場合、当事者同士が合意してLAに連名の書面を提出することにより、該当するライセンサーに配分される予定のロイヤリティ額の全部または一部をあらかじめ控除することが可能となり、返金のための稼

動が軽減される。製造業者間ではクロスライセンス契約を締結するケースが多いため、JLAにおける個別ライセンス契約分の相殺の仕組みは利便性が高い。また、ライセンシー自身がライセンサーでもある場合には自己の必須特許に対するロイヤリティを支払う必要がないため、その分は前述のケースと同様にあらかじめ相殺することができる。結果として必須特許を保有するベンダにとっては実質的にJLAのロイヤリティの支払いが低減されることになる。

### 4.3 JLAのライセンス条件

JLAによる特許ライセンスの基本的な条件は、W-CDMA端末（モジュールも含む）のみ対象となること、全世界での製造、販売などが可能なことである。ロイヤリティはPlatformWCDMA発足以来2回変更されている。JLAの第1.0版から

第4.0版までのロイヤリティの推移を表1に示す。ロイヤリティ設定では、先にJLAで契約したライセンシーに不利益とならないように、過去のロイヤリティが改定後のJLAでも整合性が保たれるように配慮されている。JLA第4.0版のロイヤリティは、基本的には端末の正味販売額（NSP：Net Selling Price）の1%であるが、表1および図3に示すように端末1台当りのロイヤリティ金額に上限と下限を設定し、さらにその上限額はライセンス契約の継続年数に応じて2ドルから1ドルまで段階的に減額されることになっている。この割引きの仕組みはJLA第4.0版の特長の1つで、すべてのライセンシーに対して公平な条件を提供しながら、PlatformWCDMAへの早期参加を促している。すなわち、各ベンダの端末販売量は年々増加すると考えると、販売量の少ないうちにJLAで

表1 JLAの各版におけるライセンス条件

JLAの版数	適応時期	必須認定特許数	端末価格（NSP）	ロイヤリティ	備考
1.0	2004年1月1日～ 2006年12月31日	特許数 ≤ 50	—	2.00ドル/台	
		50 < 特許数 < 101		3.00ドル/台	
		特許数 ≥ 101		4.00ドル/台	
3.0	2007年1月1日～ 2008年12月31日	—	NSP ≤ 100ドル	1.50ドル/台	2006年10月31日までに契約を締結したライセンシーにはロイヤリティを33%割引
			100ドル < NSP < 200ドル	NSP×1.5%	
			NSP ≥ 200ドル	3.00ドル/台	
4.0	2009年1月1日～ 2013年12月31日	—	NSP ≤ 100ドル	1.00ドル/台	* 加入期間により、1台当りの上限額を引き下げロイヤリティを割引 1年以上：上限 1.60ドル 2年以上：上限 1.00ドル
			100ドル < NSP < 200ドル	NSP×1.0%	
			NSP ≥ 200ドル	2.00ドル/台*	

注) 第2.0版は運用実績がないため省略

\*5 サブライセンス権：特許権者からある特許の利用を許諾された実施権者（ライセンシー）が、さらに第三者に対して特許の利用を許諾できる権利。

\*6 クロスライセンス：特許の保有者同士がそれぞれ保有している特許の利用を相互（クロス）に許諾する特許ライセンス契約の1形態。

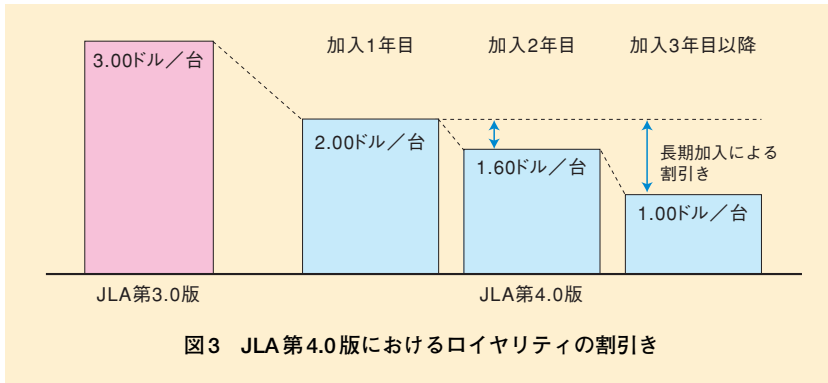


図3 JLA 第4.0版におけるロイヤリティの割引

契約しておけば、販売量が増えるときにはロイヤリティが引き下げられるため、合計のロイヤリティ支払額を減らすことができる。

なお、第4.0版では、Platformの総必須特許数が増えているにもかかわらず、実質的にはロイヤリティが値下げされた。これは、JLAの参加ライセンシーをさらに拡大するために、市場が受け入れやすい条件を検討した結果である。W-CDMA端末ではカメラ機能やマルチメディア機能など、無線機能部分以外のアプリケーション機能に必要な製造コストの割合は増える傾向にある。W-CDMA方式の必須特許は主に無線機能部分のみに必要な特許であるから、ロイヤリテ

ィは純粋な無線機能部分の価格に対して課されるべきである。このような考え方からJLA 第4.0版では、端末の販売価格が一定額以上となった場合には、その価格増加分は無線機能以外の機能のためであるとみなし、ロイヤリティ金額に上限を設けることとなった。またJLA 第3.0版までのライセンス期間は2年更新であったが、第4.0版では、2009年から2013年までの5年間に拡張された。

## 5. あとがき

W-CDMA方式の必須特許ライセンスを行っているPlatformWCDMAの現状と、JLAの最新版となる第4.0版のライセンス条件を中心に解

説した。PlatformWCDMAはライセンサー数から見てもまだ発展途上であるが、ロイヤリティを抑えたJLA 第4.0版の発表により大手ベンダを含めた潜在的なライセンシーの関心が高まっているので、メンバー数の拡大を一層推し進める予定である。さらに、W-CDMA方式の発展形であるSuper 3G (LTE: Long Term Evolution) 方式の標準規格に関しても3Gと同様に累積ロイヤリティの高騰が想定されるため、PlatformWCDMAを将来方式にも適用できるように発展させていくことが期待される。

### 文献

- [1] 住田, ほか: “国際標準化活動の基礎知識と実践的手法,” 本誌, Vol.14, No.1, pp.76-84, Apr. 2006.
- [2] 加藤 恒: “パテントプール概説,” 社団法人発明協会, 2006.
- [3] 木島, ほか: “3Gパテントプラットフォームの現状,” 本誌, Vol.11, No.1, pp.95-100, Apr. 2003.
- [4] 清水克則: “パテントプールの硬直性を克服した新しい集合ライセンス・システム,” 知財管理, Vol.55, No.12, pp.1721-1731, Dec. 2005.